

徴士試論

古田榮作

江戸の巷間で

「近いうちに公方様と天朝様との戦争があるんだってなあ」と他人事のように噂され、

將軍が江戸にいないというので自然門松なども小さい加減で淋しいとささやかれ、

鳥羽・伏見の戦争で敗北した將軍が帰って来ると江戸はまた安心した。暮に百俵四百二十兩の高値に上った米が、七十兩の大下落、百俵三百五十兩、一兩に一斗、百文(一錢)持って行って一合二勺買えるということになった。町人などは喜んで、さすがは將軍様、米がどかりと落ちたなどは、御威勢はえらいものなどと感心した。⁽¹⁾

公方様の御膝元を誇った、江戸の町人は、賊軍征討をとなえ、進入してきた官軍を「錦布れ」と蔑視し、一方で御一新を

上からは 明治だなどというけれど

治まる明と 下からは読む⁽²⁾

と戯れ歌に託して 冷やかにむかえている。

前途多難を思わせるこうした状況を克服し、民政を安定し、国内統一を果たし、民衆の支持を確保する事が不可欠であった。

既に慶応三年十二月九日に発布された「宮堂上への諭告」で

徳川内府従前御委任大政返上將軍職辞退之兩条今般断然被 聞食候抑癸丑以来未曾有之國難 先帝頻年被惱 宸襟候御次第衆庶之所知候依之被決 叡慮 王政復古國威挽回ノ御基被為立候間自今撰閣幕府等廢絶即今先仮ニ総裁議定参与之三職被置万機可被為 行諸事 神武創業之

徴士試論

始ニ原キ縉紳武弁堂上地下之無別至当之公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ同ク可被遊 叡慮ニ付各勉勵旧來驕惰之汚習ヲ洗ヒ尽忠報国之誠ヲ以テ可致
奉公候事一内覽 勅問御人数国事御田掛議奏武家伝奏守護守所司代統テ被廢候事

一三職人体

総裁 有栖川帥宮(熾仁親王)

議定 仁和寺宮(純仁親王)

山階宮(晃親王)

中山前大納言(忠能)

正親町三条前大納言(実愛)

中御門中納言(経之)

尾張大納言(徳川慶勝)

越前宰相(松平慶永)

安芸少将(浅野茂勲)

土佐前少将(山内豊信)

薩摩少将(島津忠義)

参与 大原宰相(重徳)

万里小路右大辨宰相(博房)

長谷三位(信篤)

岩倉前中将(具視)

橋本少将(実梁)

尾藩 三人(丹羽賢、田中邦之輔、荒川甚作)

越藩 三人（中根雪江、酒井十之丞、毛受洪）

芸藩 三人（辻将曹、桜井与四郎、久保田平治）

土藩 三人（後藤象二郎、神山郡廉、福岡孝弟）

薩藩 三人（岩下方平、大久保利通、西郷隆盛）

一 太政官始追々可被為興候間其旨可心得居候事

一 朝廷礼式追々御改正被為在候得共先撰籙門流之儀被止候事

一 旧弊御一洗ニ付言語之道被洞開候間見込有之向ハ不拘貴賤無忌憚可致献言且人材登庸第一之御急務ニ候故心当之仁有之候者早々可有言上候事

一 近年物価格別騰貴如何共不可為勢富者ハ益富ヲ累不貧者ハ益窘急ニ至リ候趣畢竟政令不正ヨリ所致民ハ王者之大宝百事御一新之折柄旁被惱宸衷候智謀遠識救弊之策有之候者無誰何可申出候事

一 和宮御方先年関東へ降嫁被為在得候共其後將軍薨去且 先帝攘夷成功之 叡願ヨリ被為許候処始終奸吏ノ詐謀ニ出御無詮之上ハ旁一日モ早

ク御還京被為促度近日御迎公卿被差立候事

右之通御確定一紙被 仰出候事^⑧

という「王政復古の大号令」では、(一)徳川慶喜の大政返上および將軍職辞退の許容、(二)摂政関白および幕府の廢絶とそれに代わる総裁、議定、参与の三職の設置、(三)施政の根本方針を「諸事神武創業之始ニ原キ縉紳・武弁・堂上・地下の別無く至当之公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊」においたことを内容とし、(四)での摂政・関白および幕府の廢絶により、公家内部の門閥制度を一定打破し、倒幕派公卿の実権確立を資すとともに、雄藩連合の権力掌握への途を開くものであった。総裁には有栖川帥宮熾仁親王を、議定には倒幕派の親王・公卿とともに、尾張名古屋、越前福井、安芸広島、土佐高知、薩摩鹿児島の上藩の前藩主、現藩主、世子が任命され、参与には岩倉他の公卿とともに五藩の家老などの政務の中枢にある藩士が列し、岩下方平・西郷隆盛・大久保利通（薩摩）・丹羽賢（尾張）・辻維岳（安芸）・中根雪江・毛受洪（以上越前）・後藤象二郎・福岡孝弟（以上土佐）らの名が見えている。即ち新政権は王政復古のクーデターに参加した薩長土芸越という五藩の武家と倒幕倒公卿の

掌握するところであり、そのために「至当の公議ヲ竭」ス事を看板に掲げることとなっている。王政復古による国威挽回は「神武創業之始ニ原キ、天下ト休戚ヲ同ク可被遊」ことに求められており、復古の理想像を曖昧にした上で、施政の基本姿勢として「天下ト休戚ヲ同ク可被遊」と、天皇の国民の情緒的一体化を企てた上で、具体的課題として、(一)太政官を始めとする(政治)機構の整備、(二)朝廷礼式における撰錄門流の儀の廃止、(三)旧弊御一洗、その方途としての政治への民衆の提言の採用と人材登庸、更に(四)「民ハ王者之大宝」と位置づけ、民衆救済の仁政を実現すべく、物価騰貴を嘆き、その原因を政令不正、即ち徳川幕府の悪政に帰さしめている。だが、「御一新」政権は、クーデターにより権力の中樞を占めたかに思われた倒幕派の計略とはうらはらに「公議政体論」を採用する方向へ傾いた。参与への公議政体派の諸候・藩士の任用(「御一新」政権が雄藩を中心とする連合政権であり、より強力な政権になるためには雄藩以外にまでその勢力を及ぼそうとすれば、ある程度譲歩してでも、一般諸藩をその傘下に迎える必要があった)、「御一新御変革ニ付テハ、御下問ノ儀被為在候ニ付迅速上京可有之更ニ被仰出候事 但兼テ去十一月中登京ノ儀 御沙汰モ有之候故旁速ニ上京可有之若所勞ノ人体モ候ハ、為名代重職ノ者可差出候事」との諸候への十二月十八日の召集令が喚発され、二十二日には

徳川内府宇内之形勢ヲ察シ政権ヲ奉帰候ニ付 朝廷ニ於テ万機 御裁決被遊候ニ付テハ博ク天下之公議ヲトリ偏党ノ私ナキヲ以テ衆心ト休戚ヲ同クシ徳川祖先ノ制度美事良法ハ其儘被差置御変更無之候間列藩此 聖意ヲ体シ心付候儀ハ不憚忌諱極言高論シテ救繩補正ニ力ヲ尽シ上勤王之実効ヲ顯シ下民人ノ心ヲ失ナハス 皇国ヲシテ一地球中ニ冠超セシムル様淬励可致旨 御沙汰候事⁽⁵⁾ という、「告諭」が発せられるに至った。

十八日の諸候への召集令は、「御一新」政府の最高方針を決定するためのものであり、王政復古を実現したもののその政策立案と遂行に当って、一般諸候の意向を汲んだものにしていくとの傾きがあり、「告諭」に於いては、「万機 御裁決被遊候ニ付テハ博ク天下之公議ヲトリ」と明言し、列藩諸候の意向がそのまま「天下之公議」を示すものと位置づけ、列藩諸候の自由な討議を促すために、「不憚忌諱極言高論シテ」とまで言及し、「王政復古」クーデターに与かることの大きかった、薩長ほか五藩のイニシアティブさえ否定しかねない、「公議政体論」を基本理念として掲げようとし、そのことで民心を把握し、王権確立を実現しようとしている。この「告諭」の背裏に、幕府(とりわけ慶喜)を「御一新」政権の支柱として迎えようとする力があつた。そのため、クーデターによって「王政復古」を実現した、倒幕派の筆頭たる薩摩藩は、政

権内部での主導権すら奪われかねない危機に陥るが、西郷隆盛の指示の下での相楽総三らの関東攪乱工作が実り、幕府が挑発され、江戸薩摩藩邸を焼討ちし、在阪の幕府・佐幕派の将兵も、京都への進軍を主張し、慶喜もこれを受け、京都へ駒を進めるに至った。

幕府軍の京都進軍によって端を発した、伏見鳥羽の戦争は、薩長連合軍の勝利に帰し、「御一新」政権の主導権は、薩長を中心とする倒幕派の掌にする所となり、戊辰内乱となる。関西地方の諸大名は新政府支持を明確にし、大阪その他の巨大商人も、新政府に対し協力する態度をとり、軍資金その他を献納し、「御一新」政権内でも「公議政体」派は力を失ない、天皇親政形式のもとで専制官僚が国家の指導権を掌握する体制が成長していった。

天皇親政形式のもとでの政治機構の整備は、慶応四年正月十七日、三職七科制、同年二月三日、三職八局制と進められ、三月十四日には「五ヶ条御誓文」が公布され、これについて同年四月二十一日に「政体書」が公布され、明治二年六月の版籍奉還、明治四年七月の廃藩置県と進み、近代的国家にふさわしい政治機構へと進展していった。

既に「王政復古の号令」の中で「人材登庸」が急務であると指摘され且「献言」のための民衆からの「言語之道」を「被洞開」て「智謀遠識救弊之策」の申出を求めていたが、慶応四年正月十七日の三職の分課を定めた、三職七科制において「徴士」を定め、人材確保を制度的に位置づけている。

この「徴士」は、明治二年六月二十七日の「御達書」によりその称が廃止されるまで、一年半の間、有為な人材の抜擢の手段として存続した。本稿では「御一新」政権の人材確保して「徴士」が如何なる特徴をもつかを明らかにし、「御一新」政権の人的特徴の一端を解明しようとするものである。

☆

「徴士」の名称は、慶応三年十二月十八日付の三岡八郎（由利公正）への達し

「徴士参与職被仰付候事

但任満帰藩之儀ニテハ候得共期限之儀ハ追テ御治定之上御沙汰之事」

あるのが初見とされている。⁽⁶⁾この三岡八郎任用の達の「但書」にもあるように「任満帰藩……」は三岡の身分を一時「御一新」政府が官僚と

して召上げたのであり、三岡は藩士として依然越前福井藩に属していた。

「徴士」が制度的に明確に位置づけられたのは、翌慶応四年正月十七日の三職分課を定めた「達」に於てである。この達では

徴士 無定員

諸藩士及び都鄙有才ノ者撰擢参与職ニ任ス

下ノ議事所ニ在リ則議事官タリ又分課ニ因テ其課ノ掛トナル者其事ヲ専務ス

撰擢ノ法公議ヲ執リ拔擢セラル則徴士ト命ス在職四年ニシテ退ク広ク賢才ニ讓ルヲ要トス若其人当器尚退クヘカラス者ハ又四年ヲ延ヘ在職八年トス衆議ニ執ルヘシ⁽⁷⁾

「参与職」たる議員もしくは行政官（分課ニ因テ其課ノ掛トナル者）として徴士を任命し、その選出法として「公議ヲ執リ拔擢セラル」は藩主の意により選抜されるのであり、封建領主としての藩主の力に依拠するものであって、藩の意志を「御一新」政府に反映しうる賢才を選抜するものであった八鳥羽・伏見の戦争での勝利の後で発布されたとはいえ、薩長を中核とする倒幕派的「天皇親政政権」的色彩よりも、「公議政体」論的色彩を色濃く反映した政権論に依拠するものと考えられよう。任期は四年であるが、「衆議ヲ執」れば、一回に限りその任期を延長しうる。ここでは、「衆議ヲ執ル」審議機関については明言されていないが、三職によって構成される上ノ議事所での衆議を必要とすると考えるのが妥当である。

慶応四年二月三日に公布された「三職八局制」では

徴士無定員

諸藩士及都鄙有才ノ者公議ニ執リ拔擢セラル則徴士ト命ス参与職各局ノ判事ニ任ス又其一官ヲ命シテ参与職ニ任セサル者アリ在職四年ニシテ退ク広ク賢才ニ讓ルヲ要トス若其人当器尚退クヘカラス者ハ又四年ヲ延テ八年トス衆議ニ執ルヘシ⁽⁸⁾

と改められている。文言上の異同はあるものの内容的な改正は行われてはいない。

三職八局制の下での同年二月十一日には、「自各藩徴士被 仰付候者ハ奉 命日ヨリ朝臣ト相心得勿論旧藩ニ全ク関係混合無之御趣意ニ候間 此旨厚相心得可申事⁽⁹⁾」

という「徴士ハ朝臣ニ列ス」の「達」が出され、「公議ニ執リ技擢セラレ」て徴士に任ぜられた者が、その職務遂行に際しては、「公議」(即ち藩主および藩の意向)から離れるべき事を定めている。これは「御一新」政権の官が、藩代表的色彩を無くし、「御一新」政権の官として諸事に当るべきことを明言するものであり、政権の諸藩連合的色彩の稀薄化への端緒であると位置づけられるし、鳥羽・伏見戦争での勝利により、政権内部での倒幕派の優位が確立したことを反映し、「公議政体」的傾向からの脱脚の第一歩であると考えられる。

ついで、慶応四年三月十四日には

- 一 広ク会議を興シ万機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経論ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ立ントス、衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

年号月日 御諱

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ヘカラズ 臣等謹テ 叡旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉従事冀クハ以テ 宸襟ヲ安シ奉ラン

慶応四年戊辰三月 総裁 名 印

公卿 各名印

諸候 各名印

という「五箇条御誓文」が公布された。天皇が神に誓う形式に定められた、この「国是」は、この時期の歴史的所産である。内に対しては公議輿論・外には開国和親が、「御一新」の基本綱領であることを明示し、その遵守を天皇は天地神明ニ、公卿・諸候は命をかけて誓っている。こ

の「五箇条御誓文」は、慶応四年三月の時点での、慶喜追討の確固たる協力体制を築き、「御一新」政権が名実ともに日本を代表する政権であることを示威しようとするものであった。その成立過程での一草案で「徴士期限を以て賢才ニ譲るべし」との一条が見られるが、それは列藩の連判誓約書として位置づけられた草案中に於てであり、「公議政体論」に立つ起草者の「公議政体」に基く、行政官、議員の撰出を「公議」に委ねることへの安全弁として、任期の限定を定めたものによらず、「五箇条御誓文」の如く「国是」と位置づけ、内外に「御一新」政権の基本綱領を明言するものとしては位置づけられてはいず、「徴士」の位置づけでも、三職七科制や三職八局制における位置づけと異なるものとはいえない。

閏四月二十一日発布の「政体」⁴³は、その筆頭項目で「五箇条御誓文」の方針を具体化するための制度規律を建てることを掲げ、それに続いて、「天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ歸ス則チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム大政官ノ権力ヲ分ツテ立法行法司法ノ三権トス則偏重ノ患無ラシムルナリ」と、権力統一を明言し、三権の分立に言及し、第三項の「立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス」との表現から「三権分立主義の採用」を謳っている。だが司法の独立を保証する規定を欠く。第五項に「各府各藩皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ」と議會制度を採用し、第九項で「諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ノ法ヲ用フヘシ」と官吏公選制の採用し、第四項では「親王公卿諸候ニ非ルヨリハ其第一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ親親敬大臣ノ所以ナリ藩士庶人ト雖トモ徴士ノ法ヲ設ケ猶其ニ等官ニ至ルヲ得ル者ハ貴賢ノ所以ナリ」と「徴士」について言及し、藩士庶人で貴賢の者を二等官に抜擢する法として位置づけている。

「政体」では、太政官は立法権を分掌する議政官、行政権を分掌する、行政官・神祇官・會計官・軍務官・外国官、司法権は刑法官が分掌していたが、議定官は、皇族・公卿・諸侯および藩士より任命された議定・参与をもって組織する上局と、藩主によって任命された貢士をもって組織する下局から成っており、下局は「承上局命所」と上局の諮問機関と位置づけられ、上局議員である議定の内二名は行政官たる「輔相」が兼任し、下局議長の名が弁事が兼任することとされており、行政と立法との間の分離が不明確であり、両者混淆の傾向が存在していた。

政体書に表現された政権の形態は、依然として列藩同盟的政権であり、それは純粹封建制から絶対主義制へ急速に移行する過渡的政権であり、封建諸勢力（公家と武家、武家内部の各藩および藩主階級と下士階級）の対立均衡の時点で成立したものであり、三権分立、議會制度、官吏公選の外来知識は対立の緩和と権力の統一、そして天皇制官僚の創出に巧みに役立たしめられたのであった。⁴⁴

政体書に規定された政治機構は、翌明治二年七月八日の「官制改革」によって廃止されるが、「徴士」についてはこの改正を待たず明治二年六月二十七日の「達」で

藩士被徴候節、何等之職務御任用可相成旨、一応藩々へ御尋之上、御登用被 仰付候段、先般御布令有之候処、自今徴士雇士之稱被廢 就而ハ廟議ヲ以テ御撰用相成候間、此旨相違候事

「徴士、雇士ノ稱」が廃止された。

「徴士」は、三岡八郎（由利公正）の任用に始まり、前述の「徴士雇士ノ稱廃止ノ事」との「達」に終るまでの約一年半の間だけ存続したものにすぎないが、以後の政権の中樞部に与る者も少くなかった。以下本稿では「百官履歴」に掲げられた四百五十八名の内、「徴士」の称を与えられた者について考察する。

☆

「百官履歴」は、慶応三年十二月九日の「王政復古の大号令」の喚発から明治十四年までの間に高官となった者四五十八名に就いてその出身地身分通称官途の進退を明記し併せて官制の改廃をも註したるものにしてもと修史局に於て各自をして履歴書を提出せしめこれによって編修したるものであり、明治初頭における官省の廃置卿相ノ任罷を知る上で欠くべからざる書とされる。

「百官履歴」では、皇族として有栖川帥宮熾仁親王他七名の親王が、三職として三条実美以下二十九名の諸人が、百官として鷹司輔熙を含む四百二十一名の計四百五十八名の任官以後の経歴を各人の提出した履歴書に基づいて紹介している。

「百官履歴」に掲載された高官四百五十八名の中百二十三名が「徴士」に任ぜられたとしており、皇族、三職、百官という「百官履歴」の採用している分類に従えば、皇族では当然の事ながら皆無、三職では十五名、百官では百八名となっている。通常用いられる皇族・公卿・武士・平民（農工商）の分類に従えば、皇族と公卿は皆無、平民は一名を数えるのみで、出身身分の不詳の三名を除いた百十九名が士族に属することになっている。だが「百官履歴」の採用する、皇族・華族・士族・平民という身分分類では、家老・年寄・番頭等の藩重臣も徒士も足輕（譜代であれば）も士族に属し、有効な分類にはなりえない。「明治維新人名辞典」および「幕末維新人名事典」を参考に、その身分が把握できるところを見てみたい。

一、家老

岩下方平、小松清廉(以上薩摩)

田宮如雲(尾張)

中根雪江(越前)

辻 維岳(広島)

荒尾駿河(鳥取)

小原是水(大垣)

河瀬秀治(宮津)

中根貞和(越後高田)

鍋島 幹(佐賀) 以上十名

この中で、小原是水は大垣藩の藩政改革を推進した人物であり、河瀬秀治は、伏見・鳥羽戦争で八幡に於いて政府軍に発砲し、山陰道鎮撫総督西園寺公望の入国邀撃の謀議ありとして藩が討伐の対象となっていることを知り、藩主父子不在中、屹然として尊王の大義を唱え、藩論を政府への帰順に統一し、政府軍に陳謝した家老であり、辻は、第一次征長戦争の和解の推進役を勤め、討幕密勅の奏請への加担、徳川慶喜への大政奉還の勧告等「王政復古」の実現に与かる所が多く、「御一新」政権の発足当初から(正確には発足三日後)その参与に列せられている。

二、上級藩士

藩の重役(少なくとも上士以上に列せられた者)と考えられるものは、町田久成(薩摩)、伊勢華、井上馨、木戸孝允、広沢真臣、前原一誠(以上長州)、板垣退助、神山郡廉、後藤象二郎、佐佐木高行、中村弘毅(以上土佐)、大隈重信(肥前)、丹羽賢、間島冬道、(以上尾張)、長谷惣連、毛受洪、由利公正(以上越前)、岡谷繁実(上野館林)、安井頭比(加賀)、河田景与(鳥取)、土倉正彦(岡山)、井関盛良、林通顕(宇和島)、池辺節松(柳川)、小河一敏(豊後 岡)、津田信弘、横井平四郎(上熊本)の名を挙げることができる。その職は、中老、京都・大坂・伏見の留守居役、大目付、町奉行、郡奉行、改作奉行、軍艦奉行などであった。

三、下級武士

伊藤博文、大久保利通らが「明治維新」以後、政権の中樞を握ったこともあって、「徴士」に任ぜられ、頭角を顕わして、……とのイメージを持ちがちであるが、下級武士が「徴士」として抜擢されることは少なかつた様である。下級武士（郷士を含む）から任用されたと考えられるのは、長州の伊藤博文、桜井直養、林友幸、土佐の岡本健三郎、清岡公張、土方久元、薩摩の大久保利通、海江田信義、税所篤、吉井友実、伊勢久居の松浦弘、肥前の江藤新平、平戸の籠手田安定ほどの名を挙げうるにとどまる。おそらく、藩の中で活発に人材登庸が行なわれず、また下級武士も身分上、経済上の制約から能力をもっていてもその才能を発揮する機会に恵まれなくて、藩主や藩の重臣にその才能を認められ、藩政の枢要に携わっていない事などがその原因と考えられ、藩政改革が順調に運び、人材登庸法が整備され、ある程度、登竜門が開かれていた、薩長土の三藩から複数の下級武士が登庸されているのは偶然ではないだろう。この中で異彩を放っているのは伊勢久居藩の郷士・松浦弘である。彼は諸国遍歴の後、長崎町年寄津川文作から北辺の事情を聞き、弘化二年から蝦夷地の踏査をし、幕府に任用され、北海道・樺太を調査した。「蝦夷大概図」等の著作が、「御一新」政府の北方警備などへの関心から「徴士」に抜擢させている。

四、養子

養子として、家督を継いだものが二十三名を数える。長子相続の世襲制度が行われていた江戸時代において、武家のみならず主要な社会階層において「家」の制度が維持されてきたのであり、「家」の制度を有効に存続させたのは養子ないし養嗣子として他家の青年を迎える方法が開かれていたからであった。ましてや、幕末で藩財政がどの藩でも過大な借銀のために窮迫し、家禄の召し上げが恒常化していれば、個々の「家」でも「世禄」とともに「職禄」を得てこそ「家格」の維持をはかり、家計も安定させようとしたのである。有能な嗣子が、藩主や藩の重臣に認められ、可能な限りの上位の「職」を得ることが名実ともに「家」の問題となつたのであり、有能な嗣子を確保する一つの有力な方法が養子制度の利用であった。また養子となる側からも、嗣子となれず（次男・三男）または低い「家禄」にしばられることなく、生活が安定することなどから望まれることもあった。

「徴士」に任用されたもので、養子、養嗣子であった者は、小松清廉（薩摩藩家老）、鍋島幹（佐賀藩家老）、田宮如雲（尾張藩家老）、荒尾駿河（鳥取藩家老）の四人の家老をはじめ、野村盛秀（薩摩）、井上馨、楫取素彦、木戸孝允、広沢真臣、前原一誠、榎村正直（以上長州）、神

山郡廉、福岡孝弟（土佐）、副島種臣、牟田倉之助（佐賀）、長谷部恕連（越前）、北島秀朝（水戸）、中村清行（三河 吉田）、土肥実臣、松田道之（鳥取）、新庄厚信、土倉正彦（岡山）、玉乃世履（岩国）、中島錫胤（徳島）を挙げることができ、井上、木戸、広沢、前原、の四名の長州藩出身者、土佐藩出身の神山、福岡の兩名は上士に列せられており、養子制度の利用により「家」維持のための人材登庸ないし人材確保が巾広く行なわれていたことが、抜擢された「徴士」についても明らかといえよう。

五、教育者

「徴士」として任用される以前に、藩校、私塾等で教鞭を執り、後進の指導に当たった者は二九名もの多くに達する。神田孝平と津田真道の兩名は、幕府の開成所の教授に任ぜられている。更に大国隆正は「報本学舎」なる国学（彼は本学と称した）の私塾を興し、玉松操、福羽美静、鈴木重胤らを指導している。また貧窮の中で若くして家塾を開いた北島秀朝も教育者の一人として数えられよう。多くの者は、出身藩の藩校で教鞭を執っているが、大国のように、出身藩の津和野藩々校「養老館」ばかりでなく、播磨小野藩の藩校「婦正館」を創設し（天保一二・一八四一年）、国学を説いた者もいる。藩校で教鞭を執った者は次の通りである。

(1) 漢学

- | | | |
|-----|-----|-------------------------------------|
| 薩摩 | 造士館 | 森 有礼（句読師助） |
| 長州 | 明倫館 | 小野述信（小学師匠）、楫取素彦（助教） |
| 土佐 | 致道館 | 中村弘毅（教授） |
| 福井 | 明道館 | 青山貞（訓練師）、毛受洪（訓導師） |
| 大垣 | 致道館 | 井田讓（講官・折衷学派）、小原是水（総督）、菱田重禧（教官・朱子学派） |
| 龜山 | 明倫館 | 小崎利準（教授・朱子学派） |
| 岩国 | 養老館 | 玉乃世履（教授・折衷学派） |
| 久留米 | 明善堂 | 木村重任（教官）、佐田素一郎（寮長） |
| 柳河 | 伝習館 | 池辺節松（寮頭） |

杵築 学習館 元田直（教授・折衷学派）

大村 五教館 楠本正隆（頭取・折衷学派）、渡辺清（教官・折衷学派）

島原（江戸藩邸）明親館 丸山作楽（句読師）

熊本 時習館 横井平四郎（居寮長・朱子学派△陽明学派▽）

（回）国学

佐賀 弘道館 副島種臣（教授）

鳥取 尚徳館 門脇重綾（教授）

津和野 養老館 大國隆正（教授）、福羽美静（教授）

（ハ）洋学

薩摩 開成所 鮫島尚信（訓練師）、町田久成（学頭）

佐賀 蘭学校 山口尚芳（翻訳兼練兵掛）

佐賀 三重津海軍学寮 中牟田倉之助（教官）

佐賀 致遠館 副島種臣（英学生監督）

大垣 致道館 井田讓（西洋流砲術教授方）

幕府の開成所では、神田孝平（学頭）、津田真道（教授）の両名が教鞭を執ったのは前述の通りである。

この他に藩校に直結する職務にあった者として、伊勢華は長州藩の書物方役を勤めたし、木戸孝允は長州藩江戸藩邸内の有備館用掛に任じられているし、鳥取藩の土肥実匡は学正本役を歴任している。

六、学識

教鞭を採る採らないに拘らず、特定の学問を究め、その分野で頭角をあらわすことは、藩主や藩の重臣の眼にとまりやすい。自ら進んで学んだ者もあれば、藩主の命を受けて、藩に必要な知識を吸収することになったものもあるであろう。以下、いくつかの項目で、学識にかかわるこ

とを見てみる。

(a) 昌平校

昌平校で学ぶことは、漢学の才を既に示しており、藩の学術的指導者としてないしはイデオログとして期待されていることを示している（天保年間の後半以降、昌平校は幕府のエリート育成機関としての機能を発揮しはじめ、嘉永年間になると昌平校での好成績が幕府の高級官僚への道と直結する）。嘉永六年（一八五三）のペリーの来航は、外国の力の示威であり、内政上の問題ばかりでなく、外交をもこなしうるテクノクラートとしての官僚の必要性を現実的なものとしたし、そのことによって高度な物質文明をもつ外国から科学と技術を学ぶ必要性をも明らかにした。藩から昌平校への留学は、それ故に政治的テクノクラートの養成という副次的目的さえ持つようになる。昌平校留学生の中で「徴士」に任用されたのは、次の七名である。町田久成（薩摩）、岡谷繁実（上野館林）、大国隆正（津和野）、中島胤錫（徳島）、土肥実光（丸亀）、木村重任、佐田素一郎（以上久留米）

(b) 国学

ペリーの来航という、現実化された「外圧」が、その対応の基盤としての思想を要求した。日本古来のもの、大和心の探究が、衝撃的状况への対応に、確固たる基盤を与えうるものではないが、一つの趨性として、攘夷への傾斜を支えるものとして求められたものであろう。町田久成（薩摩）、佐佐木高行（土佐）、江藤新平、大隈重信、副島種臣（以上佐賀）、間島冬道（尾張）、中根雪江（福井）、山本一郎（三河吉田）、門脇重綾（鳥取）、大国隆正、福羽美静（以上津和野）、元田直（杵築）、小河一敏（豊後岡）、丸山作楽（島原）らが国学を学び、中根雪江、門脇重綾、大国隆正、福羽美静、丸山作楽は国学者として認められており、間島冬道は後に宮内省御歌所寄人になり、明治六歌仙の一人として教えられた。

(c) 洋学

兵術・医学という、時の要請に応える必要に迫られた技術上の問題を解決する実学的発想からもまたその技術を可能にする基礎科学を窮めようとする立場からも従来の政治道徳的な漢学（儒学）では満足しえないとの問題意識からも洋学（主として蘭学、後に英学、仏学）が意識的に学ばれた。「徴士」に採用された人々は、蘭学を、江戸および長崎で、主として日本人の教師を通して学んだのに比し、英学の場合、フルベツ

キ、何礼之という外人教師からも学んでいる点、薩長兩藩および佐賀藩、土佐藩と学習する人々が兩南諸藩という比較的限られた地域の者であるという点が指摘される。

(イ)蘭学で名を成した者は、幕府開成所学頭の神田孝平、同教授の津田真道を筆頭に、扶歐蘭止の著書を『察物亀鑑』と題して訳して梓行した、伊王野担(鳥取)らを挙げるであろう。蘭学を学んだ者として、井上馨、木戸孝允(以上長州)、後藤象二郎(土佐)、大隈重信、中牟田倉之助、山口尚芳(佐賀)、渡辺清(大村)、丸山作楽(島原)を挙げる事ができる。

(ロ)英学に通じた者として、五代友厚、鮫島尚信、町田久成、森有礼(以上薩摩)、伊藤博文、井上馨、前原一誠(以上長州)、後藤象二郎(土佐)、大隈重信、副島種臣、山口尚芳(以上佐賀)らを挙げる。興味深いのは上記の者の出身藩が「薩長土肥」の四藩であり、薩摩の五代、鮫島、町田、森および長州の伊藤、井上は国禁を犯して渡航したのに比し、土佐の後藤は幕府開成所で学んでおり、他方佐賀の大隈、副島、山口は藩が長崎に設けた致遠館にて、主としてフルベッキから学んでいるのは好対照といえよう。

(ハ)西洋兵学

ペリーの来航以来、外圧が現実化した情態となり、幕末には藩政改革の一端として軍制改革が焦眉の課題となり、幕府も長崎に海軍伝習所を、神戸に海軍伝練所を設立し、諸藩士にもその門戸を開放していた。長州藩の軍制改革は西洋兵学の学識、技術をふまえてなされたものであるし、尾張の田宮如雲は、農兵隊草薙隊の訓練に西洋兵学を摘要するに至った。

西洋兵学を修めた「徴士」は、五代友厚(薩摩)、伊藤博文、木戸孝允(以上長州)、板垣退助、後藤象二郎(以上土佐)、中牟田倉之助(佐賀)、田宮如雲(尾張)、船越衛(広島)、陸奥宗光(和歌山)、津田真道(津山)、玉乃世履(岩国)、林通顕(宇和島)、曾我祐準(柳河)、渡辺清(島原)の名を挙げる。

七、海外渡航

日米修交条約批准書交換(安政七(一八六〇))、正使は外国奉行兼外奈川奉行の新見豊前守正興)をはじめ六回に亘って、幕府の使節が欧米に派遣された。これ以外に、軍艦・武器購入、技術伝習の目的で幕府によって派遣された小グループもあるし、薩長兩藩は、海外渡航が禁止されている中で英米兩國に留学生を派遣し、パリ万国博覧会には、幕府と並んで薩摩藩も正式に出品し、岩下方平を代表使節を派遣するに至って

いる。

しかし、幕府が慶応二年四月に、學術・商業貿易のための海外渡航を許可するまでは、鎖国体制が貫かれ、吉田松陰が密航をはかり逮捕投獄されたように、命をかけての渡航であり、成功した薩長両藩の留学生の場合も密航であり、薩摩藩の英国留学生の場合藩命により派遣されたもののその辞令は

「右甕嶋其外大嶋諸所江」

御手許御用之儀有之明後廿日

渡海被仰付候条可申渡候^四

と、領内への甕嶋への渡航を装い、少なくとも留学期間中は全員に変名を使わせた。(例えば町田久成^四上野良太郎、鮫島尚信^四野田仲平、森有礼^四沢井鉄馬、その中には、市来勘十郎の如く、生涯をこの時の変名の松村淳蔵で通した者もいる)

(イ)海外渡航

海外渡航が極めて困難な中で、合法的な手段で海外渡航を果し得た者で「徴士」に任用されたのは、次の如くである。

五代友厚(薩摩) 幕府貿易使節船「千歳丸」に便乗。上海

中牟田倉之助(佐賀) 清国

曾我祐準(柳川) 上海、香波、インドネシア諸島

津田真道(津山) 幕府より軍艦製造技術伝習のために派遣、オランダ

岩下方平(薩摩) パリ万国博覧会の薩摩藩代表使節として渡仏

野村盛秀(薩摩) パリ万国博覧会の薩摩藩代表使節の随員として渡仏

五代、中牟田、曾我、視察を目的としているが、貿易の振興をはかるとともに、欧米の文物を中国で実際に見るとともに、開国によって生じると思われる状況を中国の情況を通して把握し、その対応を立てるのに功も少なくなかった。というわけ、五代は名だたる開国主義者であり、その後の言動を「富国強兵」を標榜して進めているのであり、また、薩摩藩の英米へ留学生の派遣の企画・立案・遂行者であり、上海への渡航

が重要な意味をもっていた。

(四)留学

後に「徴士」に任用された者では、津田真道が幕命を受けて正式にオランダに派遣された以外は、命のかけての密航であり、イギリス商人のグラバーを通じて、イギリスへ派遣されている。

薩摩藩の五代友厚、鯨島尚信、町田久成、森有礼、長州藩の伊藤博文、井上馨は、藩が明確に「攘夷」を一時は採用し、伊藤・井上は藩論が「攘夷」の中で貫行したものであり、「馬関戦争」の報が途中で打ち切りへと導いたのに対し、薩摩藩の場合は藩の政策が開国策と変更された上で、藩の策として派遣されたものであって、五代、町田の両名は藩の重鎮および重臣候補生であり、鯨島、森は薩摩藩開成所の教師、英才であり、テクノクラートとして位置づけられた上で派遣されており、鯨島と森の両名は、英国のみならず、米国にも渡航している。

(五)藩政改革

諸藩で幕末に藩財政の健全化を図るなど種々の藩政改革が行なわれた。「徴士」に任用された者も少なからず、藩政改革で重要な役割を演じている。藩政改革での成功の経験を、成立間もない、財政基盤も弱い「御一新」政府が人材として選んでいるのも当然である。

主たる者を列記すれば、次の如くである。

藩名 「徴士」名 主たる改革内容

長州 広沢真臣 軍制改革

木戸孝允 兵制改革

佐賀 大隈重信 財政改革、軍制改革

尾張 田宮如雲 財政改革、人材登庸

越前 中根雲江 財政改革

由利公正 財政改革

広島 辻 維岳 郡制機構の刷新、殖産興業、軍備の強化

徴士 試論

大垣 小原是水 財政改革

柳河 池辺節松

岡 小河一敏

これ以外に、藩士としてではないが、越前の藩政改革では、熊本藩の横井平四郎が与する所も多く、これに加えることもできよう。

幕府の天保改革以降の諸制度の見直しなどが充分に効を上げえなかったのに比し、藩政改革に着手した彼らは効を奏しているのであり、その功績が全国的評価されていた事を物語っているし、たまたま藩政改革に着手する時期のズレがあつて直接の責任者を送っていない藩もあり（例えば薩摩の調所広郷〈笑左衛門〉）時期のズレが改革の範囲を拡げているのであつて、「御一新」政権の政策的な失着（例えば、由利による太政官札の過剰発行にある、財政破綻）をフォローしえたともいえる。

九、草莽の志士

明治維新では、「草莽」の志士の功が大きかったとされている。「草莽」の定義をとりあえず、豪農商層、浪士と位置づけ、彼らと交わる機会が多い医師と神官を含めて考えてみる。

(1) 豪農商

「徴士」に任用された者では、四名を挙げうる。金、鉄、党に属し、尾張藩の勤王家として、京と藩との連絡に当つた田中不二磨（彼は「徴士」では唯一人明確に「平民」と「百官履歴」でも記述されている）、沼津藩の御用達を務め、三河の大地主である山中猷、近江出身の勤王家で、宮津の豪農で豪商の小室信夫の名が挙がる。小室は丹後縮緬、生糸を商う「山家屋」の分家の当主であり、「足利三代木像鼻首事件」（文久三年）を執行し、三条実美の使者として徳島藩の尊攘派への転向を計るが、逮捕・投獄され、獄中に足かけ六年あつて、明治元年の徳島藩の政治犯の全員釈放により、釈放されると共に藩士として登用されるという経歴の持主である。このように豪農・豪商が政治に目覚め、武士と交わる中でその能力を認められて、草莽として、武士には果しえない課題を遂行してきた者である。

(2) 医者

医師として名をなしたのは、安政三年（一八五六）に鳥取藩の藩医（蘭医）に迎えられた伊王野坦位であろう。代々の医家に生まれた者とし

ては鮫島尚信（薩摩）、長岡敦美（土佐）の名を挙げうる。

(イ) 神職

神職者の子として、「徴士」に任じられた者は、井上石見（薩摩）、北島秀朝（水戸）、門脇重綾（鳥取）、真木直人（久留米）、坂田芳（高鍋）の五名を挙げることができる。神宮は職務上、国学に親しむ機会も多く、勤王思想にふれる事から、このように少なくない者が「徴士」として任用されている。

(ニ) 伊丹重賢

彼の場合、青連院宮の家臣として、諸国の勤王の士と公家との連絡に当たるとともに、自ら梅田雲浜に師事した。一介の地下侍である彼が「徴士」として任用されたのは、倒幕派公家と勤王の士との連絡にあたり、青連院宮に梅田雲浜・橋本左内らの入説を斡旋仲介したことに依る。

「草莽」の志士として、(イ) 豪農・豪商、(ロ) 医者、(ハ) 神職、(ニ) 宮家家臣（地下侍）と極めて乱暴に分類してみたが、その数も十三名にも達している。このことは、下級武士出身の「徴士」の存在とともに、「御一新」政府の性格を彩るものである。しかし、豪農、豪商出身者がわずか四名にすぎないことが「御一新」政府、ひいては明治維新の全体像を限定し、明治維新の大変革におけるブルジョワジーのイニシアティブを成立させなかったといえよう。（司馬遼太郎は「竜馬がゆく」回天篇のあとがきで、明治三年（一八七〇）正月六日に、岩倉具視主催の宴会が開かれ、その招待状には「自分がたまたま富貴になったからといって諸子を宴に招待するのではない。ただ願わくば、往年の交わりを諸子と続けたいと念ずるのみ」とことわってはいるものの、その宴の出席者は、維新の業の達成に縁のあった者で、すべて草莽の出身の者であったが、薩長出身者は一人も含まれていなかったと記している。司馬によれば、その主な出席者は**大橋慎、北島秀朝、三宮義胤、藤村紫郎、山中猷、宇田淵、海部閑六、香川敬三、柴田敬三、樹下茂国、田中光顕、玉松操、原保太郎、松尾相永**であった。ここで取り上げた、北島、山中ら以外に、**大橋、三宮、藤村**らが草莽と位置づけられているのが目を引く）

九、出身藩

表1に示されるように、徴士の出身藩は、西日本に偏在している。十四名の徴士を派遣した土佐藩、十三名の薩長両藩、十名の肥前佐賀藩（肥前の大村、島原、平戸の三藩出身を含めれば十四名にもものぼる）が群を抜いて多い。とくに、「王政復古」のクーデターに与するところの

なかった、佐賀藩が十名もの徴士を派遣しえたのは、藩主鍋島閑叟の多年の先進的経営により、洋式化された藩軍をもち、更に新式火砲の鋼鉄の鑄鍛造ができ、小銃の生産、小蒸気船の建造を可能ならしめる工業能力をもち、宝永五年（一七〇八）創立の藩校「弘道館」をもち、全藩士の子弟を対象に何段階にわけて定期試験の制度をもうけ、もし合格点に達しなかった者については家禄の減俸、役職資格の剝奪に処すこととし、文弱といわれる藩風の中で、富国強兵のために「長崎御番」の利点を最大限に活用し、長崎に「致遠館」なる藩立英学校を設置しており、佐賀の「二重鎖国」の中で各種のテクノクラートを養成してきたことによるものといえよう。政府頭官の構成を、①「王政復古」直後の三職制（慶応三年十二月九日から同四年一月十七日）の時期、②三職七科制（慶応四年一月十七日から同年二月三日の時期）、③三職八局制（慶応四年二月三日から同年閏四月二十一日）の時期、④太政官制発足期（慶応四年閏四月二十一日から明治二年七月八日）、⑤太政官（右大臣）期（明治二年七月八日から同四年七月二十九日）、⑥太政官（太政大臣）期（明治四年七月二十九日から同十八年十二月二十二日）と⑦わが国最初の内閣である第一次伊藤博文内閣の諸大臣の七時期に区分してその推移を概観する。①の「王政復古」直後の三職制の総裁、議定、参与の構成は、総裁は有栖川帥宮熾仁親王で皇族。議定は18名（のべ人数。以下役職の後の数は同様）で、皇族4、公家7、諸候7。参与は42名で、公家15、薩長土肥尾越芸の各藩出身者は3(2)、3(3)、3(3)、0、5(4)、4(3)、3(1)（上の数字は総数、下は徴士数。以下同様）。②の三職七科制の時期では、総数は有栖川帥宮熾仁親王で皇族。議定は17名で皇族3、公家7、諸候7。参与は51名で、公家15、薩長土肥尾越芸出身者は8(6)、5(5)、3(3)、0、5(4)、4(3)、3(1)。事務科総督は26名で、皇族5、公家15、諸候6。事務掛は36名で、薩長土肥尾越芸の出身者は、8(6)、5(5)、3(3)、0、1(1)、3(3)、1(1)。③の三職八局制では、総裁は有栖川帥宮熾仁親王で皇族。議定は30名で、皇族5、公家12、諸候13。参与は98名で公家44、薩長土肥尾越芸の出身者は8(7)、5(5)、3(3)、3(3)、5(4)、6(5)、3(1)。副総裁2名、輔弼2名はすべて公家。総裁局顧問4名は薩2(2)、長1(1)、土1(1)。各局長官たる督は9名で、皇族3、公家6。次官たる輔は13名で、公家4、諸候9。次官補たる権輔は8名で、公家6、諸候2。総裁局弁事および各局判事の高級実務官は54名で、公家10、諸候1、薩長土肥尾越芸出身者は、8(6)、4(3)、3(3)、3(3)、2(2)、4(4)、1(1)。④の太政官制発足期では、議定は23名で、公家9、諸候14。参与は22名で、公家3、諸候3、薩長土肥尾越芸の出身者は、5(3)、2(2)、4(4)、3(3)、0、1(1)、0。輔相は2名で、公家2。各官知事は14名で、皇族1、公家9、諸候4。行政官弁事および各官副知事は40名で、公家12、諸8、薩長土肥尾越芸の出身者は、2(1)、2(1)、4(4)、2(2)、3(3)、2(2)、0。⑤の大政官（右大臣）期、右大臣は公家、大

納言5名は公家4、諸侯1、参議は8名で薩長土肥出身者は2(1)、3(3)、3(2)、2(2)。神祇官は伯2名、大副2名ですべて公家。各省の卿は11人で、皇族2、公家3、諸侯4、薩肥両藩出身者が1(1)、1(1)。大輔は15名で公家2名、薩長土肥の出身者は1(0)、5(3)、2(1)、4(4)。⑥の太政官(太政大臣)期は、太政大臣1名で公家。左大臣は2名で皇族と諸侯。右大臣は1名で公家。内閣顧問は3名で諸侯1、薩長両藩出身者が1(0)、1(1)。参議は25名で、薩長土肥出身者は、9(2)、6(4)、5(5)、4(4)。卿は46名で、公家3、薩長土肥出身者は、12(4)、15(8)、4(4)、8(8)。大輔は48名で、公家1、薩長土肥出身者は、14(5)、14(2)、7(6)、2(2)。⑦の第一次伊藤博文内閣発足時の十名の大臣は、薩長土肥出身者が、4(2)、4(2)、1(0)で、旧幕臣の榎本武揚が異色の存在となっている。全体として見れば、公家、諸侯が「王政復古」直後は大きな力をもちえたが、⑤の太政官(右大臣)期、⑥の太政官(太政大臣)期に至るとその影響力は名実ともに弱められ、内閣制度の発足により完全に一掃されてしまうのであり、また「王政復古」直後では、薩長土肥越芸の勢力が均衡していたものが、肥前藩の勢力の抬頭と尾越芸の勢力の衰微、さらに肥前の力の衰退の動きが察せられる。「徴士」任命に係る慶応三年十二月十八日から明治二年六月二十七日の時期では、「王政復古」直後の三職制下の参与で薩長土肥尾越芸の出身者が、3(2)、3(3)、3(3)、0、5(4)、4(3)、3(1)であり、三職七科制では、参与で、8(6)、5(5)、3(3)、0、5(4)、4(3)、3(1)となり、事務掛では、8(6)、5(5)、3(3)、0、1(1)、3(3)、1(1)となり、三職八局制では、参与が8(7)、5(5)、3(3)、3(3)、5(4)、6(5)、3(1)、高級実務官では、8(6)、4(3)、3(3)、3(3)、2(2)、4(4)、1(1)となっており、更に太政官制発足時では、参与は、5(3)、2(2)、4(4)、3(3)、0、1(1)、0、行政官弁事および各官副知事は、2(1)、2(1)、4(4)、2(2)、3(3)、2(2)、0となっており、薩摩藩出身者の安定した、相対的優位性と、安芸広島勢力の衰微と肥前佐賀の抬頭が視われ、三職八局制下の実質的政権中枢に、大久保利通、小松清廉、木戸孝允、後藤象二郎の「薩長土」の出身者が総裁局顧問として任ぜられ、政権のイニシアティブを「薩長土」の徴士が把握したと考えられる。

第二に、当然の事ながら、「王政復古」実現に功の大きかった、越前藩出身者、尾張藩出身者と広島藩出身者が一定数を保っていることである。尾張藩からは、藩士ではないが、田中不二磨も抜擢されており、数の上でも、職務上もその影響力の大きさを否定できない。

第三に、鳥取藩、熊本藩、大垣藩、久留米藩の各藩出身者が三名以上の徴士を派遣していることである。鳥取藩は、藩校の設立も宝暦六年(一七五六)と早く、嘉永三年(一八五〇)十二月に幕命で襲封した藩主池田慶徳(藩政改革を成功させた水戸藩主徳川齋昭の五男)の下で藩

政改革が進められ、大砲製造、反射炉の設置などをすすめ、公武合体派の一つとして、公武和解の斡旋を藩主自らが行ない、鳥羽・伏見の戦争では官軍に与した。藩主の池田慶徳の進取的性格から蘭医の伊王野坦を記録方兼周旋方に登庸するなどの人材登庸が「御一新」政府への徴士の大量派遣（八名）となった。

次に熊本藩は、時習館（宝暦二年・一七五二）、再春館（藩立医学校）（宝暦六年・一七五六）と早期に設立された二つの藩校をもち、名君細川重賢の下で藩政改革が行なわれ（「宝暦の改革」、着手は寛延二年（一七四九））、学校奉行の秋山玉山に対し重賢は汝は「国家の大工殿」であるが、わが藩の子弟を導くには「一所に橋をかけぬようにして向うの岸に渡してくれよ、川上の者は川上の橋を渡り、川下の者は川下の橋を渡り行かば、その者ども同り道なしに才能をなすべし、とにもかくにも川向うの孝悌忠信の道にさえ橋をかけてもらえばわが用には立つべし、その橋の掛け所はなんじが心にあるべし」とさとした。時習館の学規に「諸生の業、敵に課程を立て、孝経論語一科、詩書易一科、春秋三伝一科、二礼二載記一科、これを正業となし、古義を主とするといえども新注を廃せず、かれこれ参考して必ず至当に帰せよ」というのは藩主の右の意を体したものに外ならない。²²⁾更に時習館では「知行取りの子弟、中小姓の嫡子、およそ士席以上は大、小身の差別なく、まかりいずべく、「輕輩陪臣たりとも拔群の者」は届出を待って入学せしむべく、これについては「農商も同断」とされており、農商にまで門戸を開いていた。²³⁾（尚重賢は学校財政の安定のために新田の開発もしている）。重賢以来の英才育成の伝統と重賢治下での殖産興業策の成功、更に「実学党」による幕末期の藩政改革が横井平四郎ほか四名の徴士を生むことになる。

第三に久留米藩であるが、二十一万石のこの藩では、宝暦四年（一七五四）に領主二百余村の農民が田畑作荒の猪鹿狩の謀計をもって城中の鉄砲一万八千挺を借り出し、総人数十六万八千人余の圧力で一揆を起し、その要求を貫徹するという歴史をもち、藩校も天明五年（一七八五）に設置され、幕末には藩論も尊王攘夷と佐幕の間を揺れた。真木和泉ら草莽の志士を生み、昌平校への遊学者が明善堂で後進の指導に当るなど進取の気宇は盛んであった。真木和泉の広い交友が四人もの徴士を生むことになったのではなからうか。

最後に、大垣藩であるが、石高も少なく、藩校敬教堂の設立も天保八年（一八三七）と比較的遅く、藩政改革も後に徴士に任用された小原是水が推進するところであり、また幕末期の国政をリードしうるものではなかったが、小原の藩政改革の成功とその交友の広さもあり、また一度は譜代の家格によるものか鳥羽・伏見の役での幕軍の先駆となったが、是水の説得で官軍に与し、東海道鎮撫軍の先鋒を勤めることとなり、そ

の事からも四人もの徴士を派遣することとなる。小原は由利公正、戸田忠至とともに「御一新」政権の財政を司る重責を担うのである。「徴士」を数多く派遣するのは、「王政復古」に功の大きかった御三家の尾張、家門の越前以外は外様であり、この大垣藩が譜代で、なおかつ十万石という小藩であることを考えれば、小原の推進した藩政改革が、如何程に評価されたかを如実に物語るものといえよう。

総じて「徴士」は、西日本出身者が大多数であり、その過半が外様藩の藩士である。東北諸藩が会津藩を中核として「御一新」政府への帰順を頑なに拒否し、最後まで弓を引く姿勢を貫く藩もあったのに対し、西日本の諸藩は、倒幕の主体が西南雄藩であったこともあって、「御一新」政権への帰順も早く、ために徴士の派遣も多くなったといえよう。

十、出世年

戦後の重要な歴史的事件が発生する度に、その事件に関係する人にとって、八月十五日の終戦の報が「原体験」とか「原点」として問題にされ、人生のどの時期にそれを体験したかが問題にされた。

「徴士」に限らず、明治維新に関係する人々にとっては、「原体験」は、「大平の眠りを醒ました蒸気船の来航」であった。

表2は、「徴士」の出生年であり、一七九二年生れの大国隆正から、一八四八年生れの丹羽賢に至るまで五十六歳もの開きがある。ペリー来航を十五歳〜二十五歳の多感で、人生の針路選択の時期に体験した者は五十三名にもものぼり、個人が影響を与えたばかりでなく、日本の政治のあり方を大きく左右する「御一新」政府の官僚の構成にも少なからぬ影響を及ぼし、日本の針路を決定することとなったとさえいえる。(尤も、王政復古はペリー来航の後十四年後に起っているが)特に、由利公正、大久保利通、木戸孝允らが二十〜二十五歳で、福岡孝弟、井上馨、松方正義、板垣退助、大隈重信、後藤象二郎らは、この「原体験」ともいべきペリー来航を十五〜十九歳で体験しており、「五箇条御誓文」の起草に与る、由利、福岡、木戸の三名が、内務卿として「大久保独裁体制」を築き、近代国家形成、資本主義経済育成の礎を確立した、大久保利通、不平等条約解消に尽力した井上馨、大隈重信らがこの世代に属している。

十一、国政への影響力

既述の如く、「徴士」の影響力は小さくはなかった。「徴士」がその影響力を確固たるものにしたのは「政体」による、「諸官任用における公選入札法の採用」である。明治二年五月十三日に三等官以上の者による輔相、議定三、参与六の政府中枢十名の互選が行なわれた。その結果、

輔相には三条実美（公家）（49票）、議定岩倉具視（公家）（48票）、鍋島直正（肥前）（39票）、徳大寺実則（公家）（36票）、参与大久保利通（薩摩）（49票）、木戸孝允（長州）（42票）、副島種臣（佐賀）（31票）、東久世通禧（公家）（26票）、後藤象二郎（土佐）（23票）、板垣退助（土佐）（21票）が選出され、冗員の整理という大義名分の下での、薩長土肥出身の徴士の勢力が強化され、その地位も安定した。^四

明治二年六月二十七日に徴士の名称が廃止されるが、「政体」に基づく政府中枢の公選によっても、旧「徴士」の勢力は衰えなかった。

神祇官・大政官の二官、民部、大蔵、兵部、刑部、宮内、外務の六省を置く、明治二年七月から明治四年七月の時期では、大政官の参議八名中七名が、民部卿三名中一名、民部大輔五名全員、大蔵卿三名中一名、大蔵大輔一名中一名、兵部卿三名中一名、刑部大輔三名中一名が徴士経験者であった（人数はすべてこの期間中に任用された者の総数であり、期間が不連続であれば、同一人物を二名と数えた）。

大政大臣、左右大臣を置き、内務、外務、大蔵、陸軍、司法、文部、農商務、工部、宮内、神祇、教部の各省を置いた、明治四年七月から明治十八年十二月の期間で頭官に任用された徴士経験者は次の勢力を占めていた。内閣顧問三名中一名（木戸孝允）、参議二十七名中十五名、内務卿七名中五名（大久保利通、木戸孝允、伊藤博文、但し伊藤は二回任命されている）、外務卿四名中二名（副島種臣と井上馨）、大蔵卿四名中三名（大久保利通、大隈重信、松方正義）、司法卿五名中四名（江藤新平、大木喬任、田中不二磨、但し大木は二回任命されている）、文部卿七名中五名（大木喬任、木戸孝允、河野敏謙、福岡孝弟、但し大木は二回任命されている）、農商務卿二名中一名（河野敏謙）、工部卿五名中三名（伊藤博文、井上馨、佐佐木高行）、宮内卿二名中一名（伊藤博文）、教部卿二名中一名（大木喬任）であり、内務卿の大久保利通（薩）、外務卿の井上馨（長）、大蔵卿の大隈重信（肥）、司法卿の大木喬任（肥）、農商務卿の河野敏謙（土）、工部卿の伊藤博文（長）はその在任期間が五年を越えるものであり、薩、長、土、肥出身の徴士が、明治の国家制度確立過程で決定的な方向づけを与えたとともに、支配の礎を築いたといえる。

明治十八年十二月の内閣制度発足以後、総理大臣を経験した徴士経験者は、伊藤博文（長）、松方正義（薩）、大隈重信（肥）の三名であり、伊藤が三回、松方と大隈は各二回組閣していたので、のべ七つの内閣が徴士経験者を中心としたものであった。

徴士経験者で、大臣になった者は、伊藤博文（長）、松方正義（薩摩）、大隈重信（肥）の三名の首相経験者を筆頭に、森有礼（薩）、井上馨（長）、板垣退助、河野敏謙、後藤象二郎、土方久元（土）、大木喬任、副島種臣（肥）、田中不二磨（尾張）、陸奥宗光（和歌山）のわずか十名を数えるにすぎない。これを省別に考察すれば、外相では、井上馨、大隈重信、陸奥宗光の三名で、そのうち大隈は五回も任命されているし、

内相では、板垣退助（三回）、松方正義（二回）、井上馨、大隈重信、河野敏謙、副島種臣の六名であり、蔵相は松方正義（七回）、井上馨の二名であり、法相は河野敏謙、田中不二磨の二名、文相では、森有礼（二回）、大木喬任、河野敏謙の三名、農商相では、陸奥宗光（二回）、井上馨、大隈重信、河野敏謙、後藤象二郎、土方久元の六名であり、通相では後藤象二郎（三回）である。大隈の外相、松方の蔵相は任命回数も抜んでゐるし、逆に、陸海相は皆無であることが目立つ。大隈は外相の他に、内相、農商相を、井上も外相、内相、蔵相、農商相の四つを、河野も内相、法相、文相、農商相の四つを、更に陸奥は外相、農商相の二つを、松方が内相と蔵相を、後藤は農商相と通相の二つを歴任している。他方、一つの大臣のみをつとめた者は内相の副島および板垣、法相の田中、文相の森および大木、農商相の土方の六名であり、内閣制度発足後も多方面にその行政手腕を發揮したものと、限られた一つの分野でその能力を發揮したものがほぼ拮抗している。

政府の中樞を占めた上記の者とは逆に、政争に敗れ、反政府の行動を起し、またはその行動に深く関わる者もいた。その一つの形態が、「民撰議院設立建白書」の提出であり、言論によって政局の方向転換を実現しようとするものであるが、他は武力行動によって政府の転覆を謀るものである。前者では板垣退助が指導的役割を果たし、中島信行も自由党の副総裁となっているし、後藤象二郎も自由党の幹部として活動した。立憲政進党を設立した大隈重信も、世論による政局転換を企てた指導者の一員と位置づけられる。徴士に任用された者では、副島種臣、由利公正、小室信夫が「民撰議院設立建白書」に署名をしているが、積極的な行動を起してはいない。

後者の代表者は、萩の乱の前原一誠であり、佐賀の乱の江藤新平であり、西郷隆盛をかつぎ出した西南戦争である。征韓派参議で、司法卿にまでなった江藤は、一方で「民撰議院設立建白書」に署名しながら、佐賀征韓党に推され、憂国党と組んで挙兵した。西南戦争では、西郷らの挙兵に与しようとした、陸奥宗光、岡本健三郎は禁固に処せられた。

徴士に任じられた者はほとんどが、政争に敗れたり、顯職を罷免されたりすれば、故郷に帰り静かに余生を送るか、故郷で新たな職に就いた。少数ではあるが、政府の方針に「言論」もしくは武力で対抗した者は、徴士として政府に出仕した者であればなお一層、政府の採用する方針が彼等に認容できぬものであって、窮しての策として兵を挙げたのである。

「御一新」政権の、連合政権の性格の克服過程で、政権が明確に近代国家への道を進むに際しての一つの障害が冗員整理と統一的政策の確立であった。徴士制度廃止に先立って、政府中樞の公選が断行され、無能な公家の政府からの追放と薩長土肥出身の徴士の主導権が確立した。そ

の上での「征韓」派の政府中枢からの追放は、薩長両藩出身の徴士の主導権の確立となっていた。

☆

徴士は、諸藩士および都鄙有力の者の政府への登庸の方法であり、学識、行政能力等がその任用に少なからぬ意味をもっていた。下級武士や町民・農民が「徴士」として任用されるために、その者の所屬する藩で人材登庸の方途が確立しており、下級武士や農民・町人の政治への要求が藩政に反映する途があり、藩士と藩住民の能力の育成がなされるべき藩校その他の教育機関の存在が不可欠の条件であった。徴士を数多く派遣した薩長土肥の四藩は、藩校も整備され、藩政改革を通じて、財政の確立、人材登庸などが実現していた。藩内では、積極的に西洋文明を吸収する開明的姿勢がとられている。

「国政への影響力」で、徴士出身者の就任した顯職について触れたが、「政体」の下での軍務官知事および副知事、明治四年七月の行政機構改革後の陸軍卿および海軍卿（中牟田倉之助が明治十四年（一八八一）六月から翌年十月まで海軍大輔に任じられているので大輔レベルまでは徹底していない）、内閣制度発足後の陸相、海相には徴士出身者が一人も任命されていない。

江戸城の無血開城を実現し、薩摩出身の「維新功労者」の一つのシンボルとされる西郷隆盛の名も、首相に任じられた黒田清隆、山県有朋の名も、徴士の名簿にはない。

彼らは軍人として「御一新」にかかわったのであり、徴士は文官の人材登庸の方途として制度化されたので徴士としては任用されなかった。徴士が制度化されたのは、三職七科制の下であり、「公議政体」論が廟堂内で優勢であって、軍人を徴士に任命すれば、廟堂の圧倒的多数が諸藩の藩士となり、徒らに公家を刺激しかねず、歩みはじめたばかりの「御一新」政権の屋台骨を揺がす危険もあったので、徴士は文官に限定されたのである。

文官に限定されてはいたが、徴士に任用された諸士は大きな功績を残し、「明治維新」の改革を遂行しえた。徴士の力量が試されたのは、大久保利通が内務卿の時期であり、薩長出身の徴士が、幕末期以来の行政経験を生かし、その学識を活用しえたのであった。

（本稿では由利公正を史料上三岡八郎とした以外はすべて「百官履歴」で使用されている名称を用いた。また玉松操など他の文献では徴士とされる者も少なくないが、「百官履歴」で徴士の記事がある者だけを考察した。）

表1 徴士出身藩一覽表

△家格欄の三―三家、家―家門、譜―譜代、外―外様の略。石高は文久元年（一八六一）現在の石高で単位万石。（但し岩国は明治二年（一八六九）の石高。）藩校名は創立当初の名称で、複数の藩校をもつ場合は末尾になどを付けた。▽

藩名	家格	石高	藩校名（創立年）	徴士名
常陸水戸	三	三五、〇	弘道館（天保九・一八三八）	北島秀朝
上野館林	譜	六、〇	求道館（弘化四・一八四七）など	岡谷繁実
越後高田	譜	一五、〇	修道館（慶応二・一八六六）	中根貞和
加賀金沢	外	一〇二、三	明倫堂（寛政四・一七九二）など	安井顯比
越前福井	家	三二、〇	正義堂（文政二・一八一九）など	青山 貞、中根雪江、長谷部恕連、毛受 洪、由利公正
三河吉田	譜	七、〇	時習館（宝暦二・一七五二）	中村清行、山本一郎
尾張名古屋	三	六二、〇	明倫堂（寛永年間・一六二六頃）	安孫子静逸、田宮如雲、丹羽 賢、間島冬道
美濃大垣	譜	一〇、〇	致道館（天保八・一八三七）	井田 讓、小原是水、桐山純孝、菱田重禰
近江彦根	譜	三五、〇	弘道館（寛政一・一七九九）	龍宝寺清人
伊勢龜山	譜	六、〇	明倫舎（寛政二・一七九〇）	小崎利準
伊勢久居	外	五、三		松浦 弘
紀伊和歌山	三	五五、五	講釈所（正徳三・一七一三）など	陸奥宗光
丹後宮津	譜	七、〇	文武館（文政元・一八一八）	河瀬秀治
因幡鳥取	外	三二、五	尚徳館（宝暦六・一七五六）	荒尾駿河、伊王野坦、門脇重綾、河田景福、河田景与、新 貞老、土肥実匡
石見津和野	外	四、三	養老館（天明六・一七八六）	松田道之
美作津山	家	一〇、〇	学問所（明和二・一七六五）	大國隆正、福羽美静
備前岡山	外	三一、五	学校（寛文九・一六六九）	津田真道
安芸広島	外	四二、六	稽古屋敷（元禄年間・一六八八）	新庄厚信、土倉正彦
			一七〇三）	池田種徳、辻 維岳、船越 衛
周防岩国*	外	六、〇	養老館（弘化三・一八四六）など	王乃世履
長門萩	外	三六、九	明倫館（享保四・一七一九）	伊勢 華、伊藤博文、井上馨、小笠原長清、小野述信、楫取素彦
				木戸孝允、桜井直養、林 友幸、広沢真臣、前原一誠、楨村正直、水筑小相

徴士試論

徴士試論

藩名	家格	石高	藩校名 (創立年)	徴士名
阿波徳島	外	二五、八	学問所 (寛政三・一七九二)	中島錫胤
讃岐丸亀	外	五、二	正明館 (寛政六・一七九四)	土肥実光
伊予宇和島	外	一〇、〇	内徳館 (寛延元・一七四八)	井関盛良、林通顯
土佐高知	外	二四、二	教授館 (宝暦一〇・一七六〇)	板垣退助、大橋慎、岡本健三郎、河野敏鎌、神山郡廉、清岡公張、後藤象二郎
筑後久留米	外	二一、〇	講談所・修道館 (天明五・一七八五)	佐々木高行、長岡敦美、中島信行、中村弘毅、西村亮吉、土方久元、福岡孝弟
筑後柳河	外	一一、〇	伝習館 (文政七・一八二四)	池辺節松、大神雪斎、曾我祐準
豊後杵築	譜	三、二	学习館 (天明八・一七七八)	元田直
豊後岡	外	七、〇	輔仁堂 (享保二・一七二六) など	小河一敏
肥前佐賀	外	三五、七	聖堂 (宝永五・一七八八)	江藤新平、大木喬任、大隈重信、楠田英世、古賀定雄、副島種臣、中牟田倉之助
肥前大村	外	二、八	集義館 (寛文一〇・一六七〇)	鍋島幹、増田明道、山口尚芳
肥前島原	譜	七、〇	稽古館 (寛政五・一七九三) など	楠本正隆、渡辺清
肥前平戸	外	六、二	維新館 (安永八・一七七九) など	丸山作楽
肥後熊本	外	五四、〇	時習館 (宝暦五・一七五五) など	籠手田安定
日向高鍋	外	二、七	明倫堂 (安永七・一七七八)	大田黒惟信、木村撫松、津田信弘、藤村紫朗、横井平四郎
薩摩鹿児島	外	七七、一	造士館 (安永二・一七七三) など	坂田莠
幕臣				井上石見、岩下方平、大久保利通、海江田信義、五代友厚、小松清廉、税所篤
宮家家臣				鮫島尚信、野村盛秀、町田久成、松方正義、森有礼、吉井友実
その他				神田孝平、宮原忠英
出身地不詳				伊丹重賢
				小室信夫、三宮義胤、田中不二磨、山中献
				梅村速水、長坂半八郎

△京大国史研究会室編「日本近代史辞典」、笠原助治「近世藩校の総合的研究」参照▽

表2 徴士の出生年

△六五才▽(七六)	一七九二	△寛政 八▽	大國隆正
	一八〇七	△文化 四▽	中根雪江
△四五才▽(六〇)	一八〇八	△文化 五▽	田宮如雲
	一八〇九	△文化 六▽	横井平四郎
△四〇才▽(五五)	一八一三	△文化一〇▽	小河一敏
	一八一四	△文化一一▽	伊王野 坦
	一八一七	△文化一四▽	小原是水、木村重任
△三五才▽(五〇)	一八一八	△文政 元▽	安孫子静逸、長谷部恕連、松浦 弘
	一九一九	△文政 二▽	池辺節松
	一八二二	△文政 五▽	伊勢 華、柴山 典、中村清行、真木直人、山中 猷
△三〇才▽(四五)	一八二三	△文政 六▽	辻 維岳、林 友幸
	一八二四	△文政 七▽	小野述信、津田信弘
	一八二五	△文政 八▽	玉乃世履、毛受 洪、山本一郎
	一八二六	△文政 九▽	青山 貞、荒尾駿河、門脇重綾
△二五才▽(四〇)	一八二七	△文政一〇▽	岩下方平、大田黒惟信、新 貞老、土肥実匡、間島冬道
	一八二八	△文政一一▽	河田景与、古賀定雄、小崎利準、副島種臣、吉井友実
	一八二九	△文政一二▽	榎取素彦、神山郡廉、税所 篤、津田真道、中島錫胤、由利公正
	一八三〇	△天保 元▽	伊丹重賢、大久保利通、神田孝平、楠田英世、佐々木高行、安井顯比
	一八三一	△天保 二▽	池田種徳、野村盛秀、福羽美静
	一八三二	△天保 三▽	大木喬任、海江田信義、佐田素一郎
△二〇才▽(三五)	一八三三	△天保 四▽	井関盛良、木戸孝允、土方久元、広沢真臣
	一八三四	△天保 五▽	江藤新平、桐山純孝(？)、五代友厚、桜井慎平、新庄厚信、長岡敦美、前原一誠、楨村正直
	一八三五	△天保 六▽	井上 馨、大橋 慎、岡谷繁実、河田景福、小松清廉、福岡孝弟、松方正義、元田 直、渡辺 清
	一八三六	△天保 七▽	菱田重禧
	一八三七	△天保 八▽	板垣退助、大隈重信、土肥実光、中牟田倉之助、林 通顯

△一五才▽(三〇)

一八三八

一八三九

一八四〇

一八四一

一八四二

一八四三

一八四四

一八四五

一八四六

一八四七

一八四八

△天保 九▽

△天保一〇▽

△天保一一▽

△天保一二▽

△天保一三▽

△天保一四▽

△弘化 元▽

△弘化 二▽

△弘化 三▽

△弘化 四▽

△嘉永 元▽

生年不明

〔十二名〕

井田 讓、楠本正隆、後藤象二郎、中村弘毅、町田久成

小室信夫、西村亮吉、松田道之

籠手田安定、船越 衛、丸山作樂

伊藤博文、河瀬秀治、清岡公張

岡本健三郎、北島秀朝、山口尚芳

三宮義胤、曾我祐準

河野敏鎌、土倉正彦、鍋島 幹、陸奥宗光

鮫島尚信、藤村紫朗

田中不二磨、中島信行

森 有礼

丹羽 賢

井上石見、梅村速水、大神雪齋、小笠原長清、木村撫松、坂田 莠、長坂半八郎、中根貞和、

増田明道、水筑小相、宮原忠英、龍宝寺清人

△註▽（ ）は明治元年の満年齢（誕生日の時点での）△▽はペリー来航の年（一八五三年）の誕生日の時点での満年齢を示す。

註

- (1) 東京日々新聞社、「戊辰物語」一三頁、二四頁、三二頁、「戊辰物語」では、高村光雲の談で、「この頃の職人の生活などはすこぶる簡単な呑気なもので、月に一兩二分（一円五十銭）あれば親子五、六人は大した心配もせず、寝酒の一合ずつは飲んで行けた。一日の手間が、下駄屋とか印判屋とかいう居職で三匁、三百五十文、つまり今の三錢五厘、大工左官という出職は照り降りを見るから、三匁七分五厘、四百十二文で少しばかり割がよかった。そばが十六文に寿司が八文という御時世だ。職人なんかの住む九尺二間の棟割長屋、今のバラックのお隣りのようなものではあるけれども、一月八百文（八錢）出せば大屋のはげ頭などはビックともいわせなかった」と当時の諸物価について紹介している。二四頁、二五頁
- (2) 小島政二郎、「明治天皇」四頁
- (3) 「法令全書」慶応三年 第十三 △但し（ ）は筆者が補った▽
- (4) 「法令全書」慶応三年 第二十五
- (5) 「法令全書」慶応三年 第二十七
- (6) 「法規分類大全」第一編 官職門一五頁但し、「百官履歴」の中では「安孫子静逸」が慶応三年十一月に、同年十二月十六日には「田宮如雲」が、「徴士」に

任命されたとの記事がある。「百官履歴」、上二四一頁〜二四二頁および下一〇六頁〜一〇八頁（後に見るように「諸藩士及ヒ都鄙有才ノ者撰擧拔擢参与職ニ任ス……又分課ニ因テ其課ノ掛トナル者其事ヲ専務ス。撰擧ノ法公議ヲ執リ拔擢セラル則徴士ト命ス」）（「法令全書」明治元年第三十六）とあり、安孫子と田宮の両名が藩主によって拔擢されて「御一新」政府に任用されたので、両名の意識では「徴士」に任用されたと考えたのであろう。

(7) 「法令全書」明治元年 第三十六

(8) 「法令全書」明治元年 第七十三

(9) 「法令全書」明治元年 第九十二

(10) 「法令全書」明治元年 第一百五十六

(11) 遠山茂樹「明治維新」二二七頁

(12) 遠山茂樹の考察によれば「五箇条御誓文」は、由利公正が「議事の体大意」として

一、庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。

一、士民心を一にし、盛に経綸を行ふを要す。

一、智識を世界に求め、広く皇基を振起すべし。

一、貢士期間を以て、賢才に讓るべし。

一、万機公論に決し、私に論ずるなかれ。

とまとめたものを、福岡孝弟が修正して、「会盟」と題して

一、列候会議を興し、万機公論に決すべし。

一、官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。

一、上下心を一にし、盛に経綸を行ふべし。

一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。

一、徴士期限の期限を以て、賢才に讓るべし。

「列候会議」の項を重視し、天皇が諸候と誓い合う形式のものであり、公卿側から、わが国体に反すとの異論が生じたので、木戸孝允は、天皇が公卿・諸候・百官を率い神前に誓う形式に改め、各項の字句・順序を改めて次のようにした。

誓

第一 列候会議を興し、万機公論に決すべし。

第二 上下心を一にし、盛に経綸を行ふべし。

第三 官武一途庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。

第四 旧来の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし。

徴士試論

第五 智識を世界に求め、大に皇起を振起すべし。

この木戸案の「列候會議」を「広く會議」に訂正して「五端条御誓文」が成立した。遠山茂樹「明治維新」二四一頁、二四四頁参照

(13) 布告 元年閏四月廿一日

去冬 皇政維新纔ニ三職ヲ置キ統テ八局ヲ設ケ事務ヲ分課スト雖モ兵馬倉卒之間事業未タ恢弘セス故ニ今般御誓文ヲ以テ目的トシ政体職制被相改候ハ徒ニ變更ヲ好ムニアラス従前未定之制度規律次第ニ相立候訳ニテ更ニ前後異趣ニ無之候間内外百官此旨ヲ奉体シ確定守持根拠スル所有テ疑惑スルナク各其職掌ヲ尽シ万民保全之道開成永続センヲ要スルナリ

政体

一大ニ斯国是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ 御誓文ヲ以テ目的トス

一 広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一 旧來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起ス可シ

右 御誓文ノ条件相行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセリ

一 天下ノ權力総テコレヲ太政官ニ歸ス則チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム太政官ノ權力ヲ分ツテ立法行法司法ノ三權トス則偏重ノ患無ラシムルナリ

一 立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス但シ臨時都府巡察ト外国応接トノ如キ猶立法官得管之

一 親王公卿諸候ニ非ルヨリハ其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ親親敬大臣ノ所以ナリ藩士庶人ト雖トモ徴士ノ法ヲ設ケ猶其二等官ニ至ルヲ得ル者ハ貴賢ノ所以ナリ

一 各府各藩各県皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

一 官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知り敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ

一 僕從ノ儀親王公卿諸候ハ帶刀六人小者三人其以下ハ帶刀二人小者一人蓋シ尊重ノ風ヲ除テ上下隔絶ノ弊ナカラシムル所以ナリ

一 在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ若シ抱議面謁ヲ乞者アラハ之ヲ官中ニ出シ公論ヲ經ヘシ

一 諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ノ法ヲ用フヘシ但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ殘シ二年ヲ延シテ交代ス斷続宜シキヲ得セシムルナリ若其人衆望ノ所屬アツ

テ難去者ハ猶數年ヲ延ササルヲ得ス

一 諸候以下農工商各貢獻ノ制ヲ立ツルハ政府ノ費ヲ補ヒ兵備ヲ敵ニシ民安ヲ保ツ所以ナリ故ニ位官ノ者亦其秩祿官給三十分ノ一ヲ貢スヘシ

一 各府各藩各県其政令ヲ施ス亦御誓文ヲ体スヘシ唯其一方ノ制法ヲ以テ地方ヲ概スル勿レ私ニ爵位ヲ与フ勿レ私ニ通宝ヲ鑄ル勿レ私ニ外国人ヲ雇フ勿レ隣藩或

ハ外国ト盟約ヲ立ツル勿レ是小權ヲ以テ大權ヲ犯シ政体ヲ紊ルヘカラサル所以ナリ

一官職

太政官分為七官

○議政官 分上下二局管
一司曰日誌司

上局

議定 以親王諸王公卿諸侯
充之內二人兼輔相

掌創立政体造作法制決定機務銓衡三等官以上及明賞罰定条约宣和戰

参与 以公卿諸侯大
夫士庶人充之

掌同議定

史官四人 以大夫士庶人充
之余史官倣之

掌勘署文案受事上抄及造日誌

筆生

下局

議長二人 介事
兼之

議員 貢士

議員承上局命所議条件如左

租稅之章程

馭通之章程

造貨幣

定權量

与外国結新約

内外通商章程

拓疆

宣戰講和

水陸捕掌

招兵聚糧

定兵賦

築城砦或武庫於落地

彼藩与此藩爭訟

徵士 試論

徵士試論

右一官執立法之權

○行政官

輔相二人 議定兼之

掌輔佐 天皇奏官議事督国内事務總判 宮中庶務

弁事十人 以公卿諸侯大夫士庶人充之權弁事亦微之

掌受付内外庶事糾判 宮中庶務

權弁事

掌同本官 余權官准此

史官六人

掌勸 詔奏勸署文案檢出稽失

筆生

右一官執行法之權

○神祇官

知官事一人 以親王諸王公卿諸侯充之余知官事微之

掌總判神祇祭祀祝部神戶

副知官事一人 以公卿諸侯大夫士庶人充之余副知官事微之

掌同知官事 余副知官事准之

判官事二人 以公卿諸侯大夫士庶人充之余判官事微之

掌糾判官事 余判官事微之

權判官事 以公卿諸侯大夫士庶人充之余權判官事微之

書記

筆生

○會計 管七司曰出納司曰用度司曰賦通司曰管繕司曰稅銀司曰貨幣司曰民政司

官知官事一人

掌總判田宅租稅賦役用度金穀貢獻秩祿倉庫營繕運輸賦通工作稅銀

副知官事一人

判官事二人

權判官事

書記

筆生

○軍務官 管二局四司曰海軍局曰陸軍局曰築造司曰兵船司曰兵器司曰馬政司

知官事一人

掌總判海陸軍鄉兵招募守衛軍備

副知官事一人

判官事四人

權判官事

書記

筆生

○外國官

知官事一人

掌總判外國交際監督貿易開拓疆土

副知官事一人

判官事六人

書記

筆生

右四官分執行法之機

○刑法官 管三司曰監察司曰鞠獄司曰捕亡司

知官事一人

掌總判執法守律監察糺彈捕亡斷獄

副知官事一人

判官事四人

權判官事

書記

筆生

徵士試論

徵士試論

右一官執司法之權

地方官分為三官

○府

知府事一人

掌繁育人民富殖生產敦教化收租稅督賦役知賞刑兼監府兵

判府事二人

○藩

諸侯

○県

知県事

掌繁育人民富殖生產敦教化收租稅督賦役知賞刑制郷兵

判県事

一官等

○第一等官

輔相

議定

知官事

一等海陸軍將

○第二等官

参与

副知官事

知府事

二等海陸軍將

○第三等官

議長

弁事

判官事

判府事

一等知県事

三等海陸軍将

以上三等官外国ニ対シ大臣ト称ス

○第四等官

権弁事

権判官事

権判府事

二等知県事

○第五等官

史官

知司事

三等知県事

一等判県事

○第六等官

二等判県事

一等訳官

○第七等官

書記

三等判県事

判司事

二等訳官

○第八等官

官掌

守辰

筆生

三等訳官

徴士試論

○第九等官

訳生

使部

一、諸法制別ニ載ス

一、右諸官有司此規律ヲ守リ以テ失フナカル可シ若改革セント欲スルノ条件アラハ大会議ヲ経テ之ヲ決ス可シ

(14) 遠山茂樹「明治維新」二二二頁

(15) 太政官日誌明治二年第六十九号(橋本博編「改訂維新日誌」卷三一八二頁より孫引)

(16) 日本史籍協会「百官履歴」例言

(17) 「百官履歴」は、皇族・三職(一および二)、百官(一〜十四)という分類を用いているが、例えば、三職は総裁・議足・参与の職に就いたものを指すものでなく、如何なる根拠でかかる分類をしたかは不明である。

(18) 松岡英夫「岩瀬忠震」一九頁〜二二頁。天保九年の水野甲子次郎を筆頭に、喜多村哲三、堀省之助、岩瀬愿三郎、永井岩之丞、妻木伝蔵、田辺定輔、木村勘助、矢田堀景蔵、一色栄五郎、戸川銚三郎、斎藤岩次郎らの幕府の基幹を支える人物が、昌平校の及第生であった。

(19) 犬塚孝明、「薩摩藩英国留学生」二二頁。

(20) 犬塚孝明、前掲書二八頁。

薩摩藩から英国へ派遣された留学生は、「着座」と称される門閥派の

新納刑部△石垣鋭之助▽

名越時成△三笠政之助▽

町田久成△上野良太郎▽

村橋直衛△橋直輔▽

畠山丈之助△杉浦弘蔵▽

の五名と開成所の生徒から選抜された

市来勘十郎△松村淳蔵▽

森有礼△沢井鉄馬▽

高見弥一△松元誠一▽

東郷愛之進△岩屋虎之助▽

吉田清成△永井五百助▽

磯永彦輔△長沢鼎▽

- 鮫島尚信△野田仲平▽
 田中盛明△朝倉省吾▽
 中村博愛△吉野清左衛門▽
 町田実積△塩田権之丞▽
 町田実行△清水兼次郎▽
 町田猛彦△山本幾馬▽（途中で変死）
 の十二名と
 五代友厚△関研蔵▽（発案者）
 寺島宗則△出水泉蔵▽（視察随員、渡欧経験者）
 堀莊十郎△高木政二▽（通弁として雇用）
 の計二十名であった。
- (21) 高木俊輔「幕末の志士」五頁〜一二頁参照。本稿では、とりあえず、豪農・豪商・浪士、藩命にそれほど拘束されていない神職・医師を含めて草莽に位置づけた。
- (22) 和島芳男「昌平校と藩学」一五九頁。
- (23) 和島芳男前掲書一四五頁。
- (24) 羽仁五郎「幕末における社会経済状態・階級関係および階級闘争」〔羽仁五郎歴史論著作集〕第三卷所収三五九頁〜三六〇頁参照。
- (25) 毛利敏彦「大久保利通」一五六頁〜一五七頁。
- (26) 「民撰議院設立建白書」の署名者は、前参議の副島種臣、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平の四名および由利公正、小室信夫、岡本建三郎、古沢滋の計八名。この間の事情は、板垣退助監修「自由党史」上八五頁〜に詳述されている。
- (27) 毛利敏彦「明治六年政変」二二三頁〜二一六頁参照。